

総務省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における総務省の施策（1項目）

H17.12 H18.3（法案提出） H18.6（公布） → H18.11.1（施行）

基本計画閣議決定

【犯罪被害者等に関する情報の保護】
犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度の抜本的見直し

総務省では、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書（平成17年10月20日）を踏まえ、平成18年3月、第164回通常国会に住民基本台帳法の一部を改正する法律案を提出。
その後、同法案は、同年6月9日に可決・成立し、同年6月15日公布、同年11月1日施行。

改正法の概要

何人でも閲覧を請求できるという従前の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築

- (1) 閲覧することができる場合を限定
 - ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
 - ② 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い（＊）と認められるもの
 - ＊ 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等（総務大臣が定める基準）
 - ・公共の団体（例：社会福祉協議会等）が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等
- (2) 閲覧の手続等の整備
 - ・閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示 ・閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化
 - ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
 - ・閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表 等
- (3) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化（過料の引上げ、刑罰規定の新設）

2. 施策の進捗状況

○直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

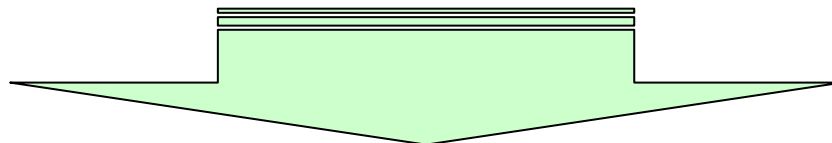
住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会の開催

住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度及び住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等の課題について有識者による専門的な検討を行うことを目的として開催。

(座長) 堀部政男中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授

(審議経過)

- ・平成17年 5月11日 第1回検討会開催
- ・平成17年10月20日 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書提出



住民基本台帳法の一部を改正する法律について

何人でも閲覧を請求できるという現行の閲覧制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築

(審議経過)

- ・平成18年 3月 7日 住民基本台帳法の一部を改正する法律案の閣議決定、国会提出
- ・平成18年 4月28日 法案について、参議院本会議可決
- ・平成18年 6月 9日 法案について、衆議院本会議可決、成立
- ・平成18年 6月15日 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)公布
- ・平成18年11月 1日 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成18年法律第74号)施行